

資料123-1-1

諮問第2039号

平成28年12月9日

情報通信審議会

会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 山本 早苗

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に関する技術的条件

諮問第2039号

公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に関する技術的条件

1 諮問理由

公共ブロードバンド移動通信システムは、災害等の現場において公共機関が機動的かつ確実な映像伝送を実現するため、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数帯となった VHF 帯の一部（200MHz 帯）に導入されたシステムであり、主に陸上での対向による映像伝送に利用されている。

一方、災害等の現場では、対向による伝送が困難な様々な地勢においても被災地の状況を多段中継により災害対策本部へ伝送するといった運用や、船上で撮影した映像を関係機関に伝送するなどの海上での運用ニーズが高まっている。

このようなニーズに対応するため、公共ブロードバンド移動通信システムの多段中継伝送及び海上利用のための高度化に関する技術的条件について諮問を行うものである。

2 答申を希望する事項

公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に関する技術的条件

3 答申を希望する時期

平成 29 年 5 月頃

4 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の改正に資する。